

米子市告示第 2 3 1 号

米子市上下水道局告示第 4 1 号

令和 9 年度及び令和 1 0 年度における測量等業務の指名競争
入札の参加資格等について

令和 9 年度及び令和 1 0 年度において市及び市上下水道局が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格の審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

米子市長 伊 木 隆 司
米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下 関 浩 次

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行った審査の結果に基づき、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。）ごとに定めた資格とする。

(1) 次のア又はイに掲げる受付期間の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる期間における測量等業務の契約実績高

ア 3 の(2)の表の左欄に掲げる第 1 期 令和 7 年 4 月 1 日から入札参加資格の審査の申請をした日（以下「申請日」という。）までの期間

イ 3 の(2)の表の左欄に掲げる第 2 期 令和 8 年 4 月 1 日から申請日までの期間

(2) 申請日における測量等業務に従事する一級建築士等の有資格者の数

(3) 申請日までの測量等業務の営業年数

2 入札参加資格を認めない者

次に掲げる者は、その希望する業務の入札参加資格を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 3の測量等業務入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者
- (3) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先との取引の停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 測量業務の入札参加資格を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていないもの
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けていないもの
- (6) 米子市の市税等（市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、汚水処理場使用料、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに水道料金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業集落排水施設使用料及び農業集落排水事業分担金をいう。）を滞納している者
- (7) 3の(1)のソに掲げる納税証明書に未納額がある旨の記載がある者
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を役員等（役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている者

3 資格審査の申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）に(1)に掲げる書類を添えて、これらを市長又は上下水道事業管理者に提出しなければならない。なお、鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下「T C A S」という。）を利用する方法により申請する場合は、T C A S に、これらの書類に記載すべき事項を入力し、必要書類を添付しなければならない。

(1) 提出書類

ア 総括表（様式第 2 号）

イ 登録営業所一覧表（様式第 3 号）（代表者以外の者に入札及び契約等の権限を委任する場合に限る。）

ウ 測量等業務実績調書（様式第 4 号）並びに測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）に係る登録内容確認書若しくはその写し、公共建築設計者情報システム（P U B D I S）に係る業務カルテ受領書若しくはその写し又は当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が完了したことを証する書類の写し

エ 役員等調書兼照会承諾書（様式第 5 号）

オ 市税等同意書兼誓約書（様式第 6 号）

カ 業態調書（様式第 7 号）

キ 印鑑証明書又は使用印鑑届（様式第 8 号）

ク 委任状

ケ 次の a 又は b に掲げる受付期間の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる営業年度の貸借対照表又はその写し及び損益計算書又はその写し

a 3 の(2)の表の左欄に掲げる第 1 期 令和 8 年 1 0 月 1 日の属する営業年度の直前の営業年度

b 3 の(2)の表の左欄に掲げる第 2 期 令和 9 年 1 0 月 1 日の属する営業年度の直前の営業年度

コ 測量法第 5 5 条第 1 項の規定による測量業者としての登録又は建築士法第 2 3 条第 1 項の規定による建築士事務所の登録をしている場合は、その登録の証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたもの

に限る。)の写し

サ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、直近の建設コンサルタント現況報告書(同規程別記様式第16号)の副本(確認印があるものに限る。)の写し

シ 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、直近の地質調査業者現況報告書(同規程別記様式第16号)の副本(確認印があるものに限る。)の写し

ス 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、直近の補償コンサルタント現況報告書(同規程別記様式第14号)の副本(確認印があるものに限る。)の写し

セ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたものに限る。)又はその写し、個人にあっては当該個人の住民票の抄本(申請日前3か月以内に発行されたものに限る。)又はその写し

ソ 消費税及び地方消費税の納税証明書(申請日前3か月以内に発行されたものに限る。)又はその写し

(2) 受付期間

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間(TCASを利用する方法以外の方法による提出にあっては、米子市の休日を定める条例(平成17年米子市条例第4号)第2条第1項に規定する市の休日を除く。(3)において同じ。)とする。ただし、市長又は上下水道事業管理者が特別な理由があると認める者については、この限りでない。

区分	受付期間	
第1期	第1回	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで
	第2回	令和9年4月1日から同月30日まで
	第3回	令和9年7月1日から同月31日まで

第 2 期	第 4 回	令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで
	第 5 回	令和 10 年 4 月 1 日から同月 30 日まで
	第 6 回	令和 10 年 7 月 1 日から同月 31 日まで

(3) 提出方法

持参、T C A S を利用する方法又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出しなければならない。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。また、持参又は郵便若しくは信書便による提出は、(2)の表の右欄に掲げる期間の末日の午後 5 時までに到着したものに限り受け付け、T C A S を利用する方法による提出は、同日中に申請されたものに限り受け付ける。

(4) 提出先

米子市総務部契約検査課契約担当

（〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地 電話 0859-23-5364）

4 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和 8 年 1 0 月 1 日以後に会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を申請日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再審査を申し出なければならない。

5 資格審査の結果

市及び市上下水道局のホームページにおいて掲示する。

6 資格の有効期限

令和 9 年度及び令和 1 0 年度における入札参加資格の有効期限は、令和 1 1 年 5 月 3 1 日とする。ただし、当該入札参加資格を付与された者が次の(1)から(3)までに掲げる事由に該当する場合には、それぞれ(1)から(3)までに定める日とする。

- (1) 2 に掲げる者のいずれかに該当したとき。 市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していないとき。 市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (3) 令和 9 年度及び令和 1 0 年度における入札参加資格が決定されないとき。 当該決定の日の前日

別表

業種区分	業務区分	
測量業務		
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計	
	設備設計	
	建築監理	建築監理（建築）
		建築監理（電気・機械）
土木関係建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		